

函館市社会福祉法人の設立および運営に関する取扱いについて

函館市社会福祉法人の設立および運営に関する要綱第4補則の規定に基づき、社会福祉法人の設立および運営に関し必要な取扱いを次のとおり定める。

- 1 社会福祉法人が収益事業以外の事業を新たに追加して実施する場合は、直近に実施した監査結果および決算内容等から適正に法人運営がなされており、かつ、経営基盤が確立されているものであること。

ただし、あらかじめ市が社会福祉法人の年次計画に基づく施設の新設等を認めている場合は、この限りでないこと。